

辺野古新基地建設・埋め立てを止めよう！ 自然と暮らし、平和を守ろう！

国の『違法』を許さない！住民の訴訟

第4回口頭弁論に結集を！

辺野古・大浦湾沿岸地域に住む住民16人が原告となり、沖縄県の「辺野古埋め立て承認撤回」に対して国土交通大臣が行った「執行停止」の取り消しを求めて提訴した（今年1月29日）訴訟は、4月5日の国交大臣による不当「裁決」を受け、裁決の取り消しと執行停止を求めて続けられています。裁判では、原告適格、行政不服審査法を悪用した沖縄防衛局の審査請求の違法性、請求を認めた国交大臣の裁決の違法性などが争点となり、今回の口頭弁論では、防衛局の「私人なりすまし」に対して原告代理人（弁護団）が反論を行います。

沖縄防衛局は安和棧橋と塩川港から埋め立て土砂を搬出し、大浦湾の2カ所の護岸から陸揚げして遮二無二土砂投入を行っていますが、進捗率は未だ1%程度です。超軟弱地盤や活断層などに阻まれ先行きの見えない工事を強行し、自然破壊だけを残す愚行を一刻も早くやめさせるために、沖縄県の抗告訴訟（9月18日初公判）とともに勝利を勝ち取っていきましょう！ 今回の原告意見陳述は、地元の新基地反対運動の中で生まれ育った瀬嵩の渡具知武龍（琉球大学生）が行います。第4回口頭弁論に多くのご結集を呼びかけます。

日時：9月26日(木)

10:00 那覇地裁前 城岳公園集合

10:30 第4回口頭弁論(那覇地裁101号法廷／原告意見陳述：渡具知武龍)

終了後、報告集会(城岳公園)

訴訟原告団（団長・東恩納琢磨 連絡先：090-4409-1682 田仲）／辺野古弁護団